

ドイツの人身取引処罰規定改正法案

渡邊 斉志

社会民主党(SPD)と緑の党の連立与党両党は、2004年5月4日、人身取引に関連する法規の改正を目的とした法案(Entwurf eines... Strafrechtsänderungsgesetzes-§ §180b, 181 StGB(...StÄndG))を連邦議会に提出した。法案は、5月7日に委員会に付託され、修正が加えられた後、10月28日に可決された。現在、連邦参議院で審議が行なわれている。法案は、連邦参議院の同意を必要としないものであり、連邦議会で可決されたままの条文で成立する公算が高いと見られている。

人身取引に関するドイツの法規定については本誌220号掲載の拙稿で紹介したところであるが、今回上程された法案はその核となる部分に改正を加えようとするものである。

人身取引については、アメリカ国務省の人身取引報告書で、日本が人身取引の防止基準を定めていない国として監視対象国に指定されたこと等もあって、近時、わが国政府も対策の強化に力を注いでおり、立法措置も準備していると報じられている。

そこで、以下では、わが国の立法に資することを目的として、法案の内容を紹介する。

背景

ドイツは、既に刑法典中に人身取引処罰規定と児童取引処罰規定を有しており、上記の米国務省報告書でも基準を満たしている国(イギリス、イタリア、韓国等、15か国)のひとつに数えられている。また、ドイツ連邦政府は、ドイツは既に、2002年に発効した国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の人身取引補足議定書、及び、同年に採択された欧州連合の人身

取引枠組決定(以下、「枠組決定」という。)の要求水準をクリアしているとの立場をとっている。

にもかかわらず今回ドイツが法改正を構想したのは、以下のような理由による。すなわち、第一に、人身取引として定義される行為の範囲を、上述した国際法、なかんずく国連の人身取引補足議定書の規定に即して拡大するため、第二に、条文を整理し、人身取引に関連する規定に統一性を持たせるためである。

法案の概要

法案は4章からなっている。第1章は刑法典の改正で、法案の大部分を占めている。以下、第2章が刑事訴訟法の改正、第3章が他の法律の改正、第4章が施行である。

ここでは第1章の概要について紹介する。

第1章は、人身取引を性的搾取目的と労働力搾取目的とに大別している点がその最大の特徴である。現在の刑法典においては、性的搾取に関連した人身取引は、第180b条(人身取引)、第181条(重い人身取引)、第180a条(売春婦の搾取)、第181a条(売春の斡旋)等によって規律されている。他方、労働力搾取に関連した人身取引は、第234条(人身の奪取)のほか、第239条(自由の剥奪)、第240条(強要)、労働者派遣法第15条(無許可の外国人派遣労働者)及び第15a条(無許可の外国人の受入れ)等によって規律されている。

また、児童を人身取引から保護するために特に設けられている規定としては、刑法典第235条(未成年者の奪取)及び第236条(児童取引)、少年労働保護法第58条(過料及び刑罰規定)及び第59

条(過料規定)等がある。^(注9)

これに対し、法案では、刑法典の第180b条と第181条を廃止し、新たに、性的搾取に関連した人身取引の処罰規定として第232条(性的搾取を目的とした人身取引)、労働力搾取に関連した人身取引の処罰規定として第233条(労働力搾取を目的とした人身取引)、そして、人身取引助長行為の処罰規定として第233a条が設けられている。この、性的搾取目的の人身取引と労働力搾取目的の人身取引という区分は、枠組決定に対応したものである。

また、法案では、刑法典中の児童保護のための規定である第235条と第236条には改正が加えられていないが、第232条及び第233条に、21歳未満の者を対象とした人身取引は処罰の対象となることが明記されている。これについては、この年代の者が人身取引の被害者となる事例が多いことを顧慮して特に置かれた条文であるとされている。

さらに、第232条及び第233条では、いずれも最高刑が10年とされているが、これは、最高刑を8年以上にすることを定めている枠組決定の規定に対応したものである。

以下に訳出したのは、連邦議会での審議を通じて加えられた修正を反映した条文である。

(注)

(1) BT Drucksache 15/3045

(2) BT Drucksache 15/4048

(3) 渡邊齊志「ドイツにおける人身取引に関連する法規定」『外国の立法』220号, 2004.5, pp.101-110.

(4) 例えば、以下の記事を参照。

「人身売買、防止へ行動計画——滞在特別許可など検討」『日本経済新聞』2004.7.7.

「人身売買防止：政府が法整備へ年内に行動計画——米国の報告書受け」『毎日新聞』2004.7.7.

「人身取引規制へ法整備来年の通常国会で／政府方針」『読売新聞』2004.7.7.

「国外退去改め保護、関係省庁が計画策定へ外国女性売春強制問題」『朝日新聞』2004.7.7.

(5) U.S. Department of State. Trafficking in Persons Report. 2004.6.

この報告書のテキストは印刷刊行されているが、下記のサイトにも掲載されている。

<<http://www.state.gov/documents/organization/34158.pdf>> (last access 2004.8.25)

(6) A/RES/55/25

(7) ABt. L 203 vom 1. August 2002, S.1.

この枠組決定については、平野美恵子「欧州連合の人身取引に関する立法動向」『外国の立法』220号, 2004.5, pp-63-78を参照(邦訳あり)。

(8) BT Drucksache 15/3045, S.14.

(9) ibid.

(わたなべ ただし・海外立法情報課)

第...次刑法改正法案－刑法典第180条、第181条

Entwurf eines...Strafrechtsänderungsgesetzes-§§180b, 181StGB (...StrÄndG)

渡邊 齊志 訳

連邦議会は、次の法律を議決した。

第1章 刑法典の改正

...により最終改正された、1998年11月13日に
公示された条文の刑法典を、次のように改正す
る。

1. 各則の目次は、次のように改める。

- a) 第13節中、条文見出し「第180b 条 人身取引」及び「第181条 重い人身取引」を「第180b 条及び第181条 (削除)」に改める。
- b) 第17節中、条文見出し「第232条及び第233条 (削除)」を削る。
- c) 第18節中、見出し「個人の自由に対する犯罪行為」の次に、次の条文見出しを加える。

「第232条 性的搾取を目的とした人身取引

第233条 労働力搾取のための人身取引

第233a 条 人身取引の助長

第233b 条 行状監督－追徴の効果」

2. 第6条第4号は、次のように改める。

「4 性的搾取及び労働力搾取を目的とした
人身取引及び人身取引の助長(第232条から
第233a 条まで)」

3. 第126条第1項第4号中、「場合(Fällen)」の
後に「第232条第3項、第4項若しくは第5項
若しくは第233条第3項の場合において重罪
であるとき、」^(注1)を加える。

4. 第138条第1項は、次のように改める。

a) 第5号は、廃止する。

b) 改正前の第6号から第9号までは、第5
号から第8号とする。

c) 改正後の第6号中、「場合(Fällen)」の後
に「第232条第3項、第4項若しくは第5項
若しくは第233条第3項の場合において重
罪であるとき、」^(注2)を加える。

5. 第140条中、「第138条第1項第1号から第5
号まで」を「第138条第1項第1号から第4号
又は第6号まで」に改める。

6. 第180b 条及び第181条は、廃止する。

7. 第181b 条中、「第180b 条から」を削る。

8. 第181c 条第1文中、「第181条及び第181a 条
第1項第2号の場合において」を「第181a 条
第1項第2号の場合において」に改める。

9. 第231条の次の条文見出し「第232条及び第
233条 (削除)」を削る。

10. 各則の第18節「個人の自由に対する犯罪行為」中、見出しの次に、以下の第232条、第233条、第233a 条及び第233b 条を加える。

「第232条 性的搾取を目的とした人身取引

- (1) 強制状態又は外国に滞在することに伴う
身寄りのなさを利用して、他人に売春を行
わせ、若しくはこれを継続させ、又は、他
人に、行為者若しくは第三者に対し若しく
はその前で当該の者を搾取する性的行為を

行わせ、若しくは、他人に、行為者若しくは第三者によって当該の者を搾取する性的行為を行わせた者は、6月以上10年以下の自由刑に処する。21歳未満の者に売春を行わせ、若しくはこれを継続させ、又は第1文に規定する性的行為を行い、若しくは行わせた者も、同様に罰する。

- (2) 未遂はこれを罰する。
- (3) 次の各号のいずれかに該当する場合には、1年以上10年以下の自由刑を言い渡す。
 - 1. 被害者が児童の場合(第176条第1項)
 - 2. 行為者が、被害者を、行為に際し身体的に重度に虐待し、若しくは行為によって死亡の危険に陥れた場合、又は
 - 3. 行為者が、業として、若しくはこのような犯罪の継続的実行に直結した犯罪組織の構成員として行為をなした場合
- (4) 第3項に基づき、次の各号のいずれかに該当する者もこれを罰する。
 - 1. 他人に、暴力を用いて、耐え難い害悪をもってする脅迫により、又は偽計により、売春を行わせ、若しくはこれを継続させ、又は第1項第1文で規定する性的行為を行い、若しくは行わせた者
 - 2. 他人に、売春を行わせ、若しくはこれを継続させるために、若しくは第1項第1文に規定する性的行為を行い、若しくは行わせるために、暴力を用いて、耐え難い害悪をもってする脅迫により、若しくは偽計によりこの者を領有した者
- (5) 第1項の比較的重くない事態においては3月以上5年以下の自由刑が、第3項及び第4項の比較的重くない事態においては6月以上5年以下の自由刑を言い渡す。

第233条 労働力搾取のための人身取引

- (1) 強制状態又は外国に滞在することに伴う身寄りのなさを利用して、他人を、奴隷、

農奴若しくは債務奴隷にし、又は自ら若しくは第三者の下で就業させ、若しくはこれを継続させることを目的として、同様の若しくは比較可能な仕事を行っている他の労働者の労働条件と著しく不均衡な労働条件の下に置いた者は、6月以上10年以下の自由刑に処する。21歳未満の者を奴隷、農奴若しくは債務奴隷にし、又は第1文に規定する就業を行わせ、若しくはこれを継続させた者も、同様に罰する。

- (2) 未遂はこれを罰する。
- (3) 第232条第3項から第5項までを準用する。

第233a条 人身取引の助長

- (1) 他人を募集し、運搬し、移送し、蔵匿し、又は収受することによって、第232条又は第233条に基づく人身取引を助長した者は、3月以上5年以下の自由刑に処する。
- (2) 次の各号のいずれかに該当する場合には、6月以上10年以下の自由刑を言い渡す。
 - 1. 被害者が児童の場合(第176条第1項)
 - 2. 行為者が、被害者を、行為に際し身体的に重度に虐待し、若しくは行為によって死亡の危険に陥れた場合、又は
 - 3. 行為者が、暴力を用いて、若しくは耐え難い害悪をもってする脅迫により、又は業として、若しくはこのような犯罪の継続的実行に直結した犯罪組織の構成員として行為をなした場合
- (3) 未遂はこれを罰する。

第233b条 行状監督—追徴の効果

- (1) 第232条から第233a条までの事態においては、行状監督は裁判所がこれを命ずる(第68条第1項^(注3))。
- (2) 第232条から第233a条までの事態においては、行為者が、業として、若しくはこのような犯罪の継続的实施に直結した犯罪組織の構成員として行為をなした場合には、

第73d条を適用する。』

11. 第234条は、次のとおりとする。

「第234条 人身の奪取

- (1) 身寄りのない状態に置くために、又は外国における軍事的施設若しくはこれに類する施設での労務につかせるために、暴力を用いて、耐え難い害悪をもってする脅迫により、若しくは偽計により他人を領有した者は、1年以上10年以下の自由刑に処する。
- (2) 比較的重くない事態においては、自由刑は6月以上5年以下とする。』

12. 第240条第4項第2文第1号中、「行為」の次に「婚姻の成立」を加える。

13. 第261条第1項第2文は、次のように改める。

- a) 第4号a中、「第180b条、第181a条」を「第181a条、第232条第1項及び第2項、第233条第1項及び第2項、第233a条」に改める。
- b) 第5号中、「第129a条第5項」を「第129a条第3項及び第5項」に改める。

第2章 刑事訴訟法の改正

(略)

第3章 他の法律の改正

(略)

第4章 施行

(略)

(注)

(1) この改正により、刑法典第126条第1項第4号の条文は「eine Straftat gegen die persönliche Freiheit in den Fällen des § 232 Abs. 3, 4 oder Abs. 5, des § 233 Abs. 3, jeweils soweit es sich um Verbrechen handelt, der §§ 234, 234a, 239a oder 239b,」となる(下線部がこの法案により挿入される部分)。

(2) この改正により、刑法典第138条第1項第6号の条文は「einer Straftat gegen die persönliche Freiheit in den Fällen des § 232 Abs. 3, 4 oder Abs. 5, des § 233 Abs. 3, jeweils soweit es sich um Verbrechen handelt, der §§ 234, 234a, 239a oder 239b,」となる(下線部がこの法案により挿入される部分)。

(3) 刑法典第68条(行状監督の要件)の第1項は、裁判所が行状監督を命ずることができる場合の要件を定めている。

(4) 刑法典第240条「強要(Nötigung)」

(5) 刑法典第261条「資金洗浄、不法に得た財産上の価値の隠蔽(Geldwäsche, Verschleierung unrechtmäßig erlangter Vermögenswerte)」

(わたなべ ただし・海外立法情報課)